

私中高連発第81号
令和3年9月1日

学校法人ガバナンス改革会議
座長 増田 宏一 殿

日本私立中学高等学校連合会
会長 吉田 晋
[公印省略]

「学校法人ガバナンス改革会議」に関する意見

「学校法人ガバナンス改革会議」に関し、以下のように意見を申し述べます。

<私立中高の公教育性と役割について>

- 私立中学校・高等学校は、国立・公立学校と共にわが国の公教育を担っており、自主性と独立性を發揮し、多様な特色ある教育方法等によって公教育の健全な発展に寄与している。
私立学校を設置運営する学校法人は他の民法法人等とは区別されており、その存在意義は、私立学校の教育活動を維持・発展させるための基盤としての役割を果たすことにある。
- その中で、私立中学校・高等学校を設置する学校法人（「中高等学校法人」）は、大学法人に比べ総じて小規模であり、法人の運営についても、大学法人と中高等学校法人とでは様々な点で異なる運営実態がある。
中高等学校法人は、学校教育法や私立学校法、設置基準等の下で学校を設置運営し、各私立中高は、教学面においても、学習指導要領に則りながらそれぞれ特色ある教育を実施しており、所轄庁も都道府県とされ、法人や学校の活動エリアも基本的には各都道府県をベースとして運営されている。
こうした中で、例えば、私立高等学校の定員や入学者選抜の日程などに関しては、文部科学省の指導の下に都道府県ごとに設置されている「公私立高等学校連絡協議会」を通じて、公立高等学校と協議し、地域の実情に応じて調整を図りながら学校運営を行い、地域における学校教育の秩序維持を担っている。

<私立中高法人と他の公益法人等との事業目的の違いについて>

- 公益法人は、民間の団体が自発的に、不特定かつ多数の利益に繋がる多岐の分野にわたる活動を行うことを目的としており、その中で例えば社会福祉法人は、国の福祉政策の下、入所施設サービスや訪問介護等の社会福祉事業の他に子育て支援事業などの公益事業等を行うとともに、民間事業者も参入して老人介護施設の運営や各種支援事業等、多くのサービスを提供するなど、事業の自由度が高い。

これに対し、特に、中高等学校法人は、子供たちに国民としての資質を育むことを目的として、それぞれの教育理念に基づいた教育活動を展開する私立中高を設置運営しており、事業目的が、他の公益法人・社会福祉法人や利益追求に向かって活動している企業とは大きく異なっている。

このように、学校法人とりわけ中高等学校法人と公益法人等とでは、それぞれの公益の内容、仕組みや背景、拠って立つ基盤が大きく異なることを踏まえれば、ガバナンスの枠組みを各法人に一律的に適用することは適切とは言えず、中等教育機関を運営する主体として広く生徒や保護者等に責任を負っている学校法人に対して過度にガバナンス強化を実施すれば、私学の自主性・独自性が失われる惧れがあり、公教育を担う私立学校を設置運営する法人として機能することが難しくなる可能性もある。

<私立中高に対する公的支援の意義について>

- 運営費に対する公的支援や税制上の優遇措置も、その目的は、中高等学校法人に対する恩恵的なものではなく、私立中高に学ぶ子供たちの教育環境の整備・向上のための支援、優遇措置に他ならない。これらの支援や優遇措置がなされないとすれば、例えば、設置基準等に基づき義務付けられている校地、校舎の取得・維持や教育のための施設設備の整備等にかかる負担部分を学納金に転嫁せざるを得なくなり、保護者の負担の増加にも繋がり兼ねず、もはや私立中高の健全な運営はできない。

<学校法人のガバナンス改革の方向性について>

- 「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の方向性について」(令和3年3月)は、あくまでも大学を設置する学校法人におけるガバナンスの在り方について議論・提言されたものであり、必ずしも私立中高等学校法人に当てはまる内容とは言えない。

学校法人自体についても、大学法人と中高等学校法人とではその実態には大きな差異があることにも鑑み、制度改革に当たっては、学校法人制度と言う大括りではなく、大学法人と中高等学校法人の実情や背景等の違いについて、文部科学省において把握し、法人の特質や事業の内容等に応じた在り方を慎重に検討すべきである。

ガバナンス改革によって、私立中高の自主性・独自性のある学校教育に支障を来たすことがないよう、各中高等学校法人がそれぞれの教育活動に見合った取組みを自律的に行える仕組みとすることが適当である。

- また今般の「学校法人ガバナンス改革会議」では、学校法人のガバナンスをより強化するために、監事の独立性の強化や評議員会の機能の拡充等、内部統制機能の増強を図ろうとする案が検討されているが、上述の通り、学校法人は、大学法人と中高等学校法人とでは、規模や活動エリアも大きく異なり、中高等学校法人の規模や公立学校とともに地域の教育を担っていること等を踏まえれば、それらを一律的に取り扱うことは現実的ではない。法人規模が小さい中高等学校法人にとっては必要経費の増額等にも繋がり、財政的な負担を招き、法人の健全な運営にとっては必ずしもプラスには繋がらないのである。

さらに、中高等学校法人の監事や評議員については、その殆どが無報酬で依頼しているのが実態であり、現実に適任者も限られている状況において、新たに引き受け手となる人材がいるのかも、甚だ疑問である。

- 会計検査に関しては、中高等学校法人は、私立学校振興助成法に基づき公認会計士の監査を

受け、計算書類および収支予算書を所轄庁に届け出ており、それらに際しては、学校法人会計基準に沿って会計処理や決算処理を行い、公認会計士による監査のみならず、都道府県による所定のチェックを受けている。

なおかつ各法人内部においても、日常的に、私立学校法に準拠し、監事による監査や意見聴取を実施しながら決められた処理を行うとともに、報酬を支払って、公認会計士により細部にわたり会計指導や監査を受け、適正な会計処理に努めており、現に適切な学校法人運営を行っているのである。

この上、ガバナンスの強化によって、具体的に何を目指そうとし、そのために各学校法人では何をどのように実施すればよいのかが理解できない。

敢えて「今後の取組の方向性について」で示されている内部統制システム等の整備を図ろうとすれば、中高以下の学校法人では、そのための費用負担が増加し、学校運営に影響を及ぼしかねない。

- 学校法人のガバナンス改革に当たっては、一律的に「あるべき論」のみを追求するのではなく、学校法人それぞれの現実に鑑み、あるべき姿と実情との折り合いをどのようにつけるかという観点からご検討いただきたい。

以上